川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月15日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「(第3条の規定に該当する退職をした者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号を同項第5号を同項第4号とする。

第14条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条 第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18 条第1項本文」に改める。 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 参考資料

制定要旨

国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して、退職手当の調整額の改定を行うこと等のため、この条例を制定するものである。